

社会福祉法人若狭福祉会

若狭ハイツ

介護予防短期入所生活介護 短期入所生活介護事業所運営規程

若狭ハイツ短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人若狭福祉会が設置運営する若狭ハイツ短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員及び看護職員等の従業者（以下「職員」という。）が利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護又は要支援者に対し適切な短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は利用者が要支援、要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

- 2、 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、事業所の職員は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
- 3、 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健、医療、福祉サービスを提供する他の事業と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 若狭ハイツ
- (2) 所在地 福井県小浜市阿納尻第59号9番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（兼務） 1名
管理者は、事業所と職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員（兼務） 1名以上
生活相談員は、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことが出来るよう、利用者又はその家族に

対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導を行う。

- (3) 介護職員 17名以上
介護職員は、心身の状況等を的確に把握し適切な世話及び介護を行う。
 - (4) 看護職員（看護師） 2名以上
看護職員は、健康状態を把握し健康保持のために適切な措置を行う。
 - (5) 管理栄養士（兼務） 1名以上
管理栄養士は身体状況を勘案し、栄養及び嗜好に対して適切な給食を行う。
 - (6) 機能訓練指導員（兼務） 1名以上
機能訓練指導員は日常生活に必要な機能の維持に努めるための適切な訓練を行う。
 - (7) 介護支援専門員（兼務） 1名以上
 - (8) 医師（内科） 1名
診療及び衛生部門と健康管理を行う。
 - (9) 業務員 5名以上
- 〈勤務形態〉入居者と介護及び看護職員の比率は3：1の配置となっています。
夜間帯は介護職員2名配置となっており、看護職員は夜勤をしません。

（利用定員）

第5条 事業の利用定員は6名とするが、空床利用型の事業も実施する。

（入所手続等）

第6条 事業所は、短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）サービスの提供に際し、あらかじめ短期利用申込者又はその家族に対し、サービス選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、短期利用者の同意を得る。

- 2、事業所はサービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の資格の有無及び有効期間を確認する。
さらに認定審査会の意見の記載があるときは、その趣旨及び内容に沿ってサービス提供を行う。

（事業内容と利用料その他の費用）

第7条 事業所の事業に係る内容は、次のとおりとする。

- (1) 短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）サービス計画に基づくサービスの提供、管理及び評価
- (2) 日常生活に必要な世話、入浴、排泄、食事及び機能訓練

- (3) 心身の状態、家族等の事情等から見て必要と認められる送迎
- (4) 相談、助言等に関すること
- 2、 指定短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示により計算した指定短期入所生活介護サービスの1割（介護保険法の定めにより保険給付が9割でない場合には、それに応じた割合）とする。
- 3、 事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる支払いを利用者から受けることができる。
- (1) 居住費
- | | |
|--------------------|---------|
| ①従来型個室（室料・光熱水費相当） | 1, 600円 |
| ②2～4人部屋（室料・光熱水費相当） | 1, 200円 |
- (2) 食費
- | | |
|---------|------|
| 朝食代（1食） | 320円 |
| 昼食代（1食） | 800円 |
| 夕食代（1食） | 680円 |
- ただし、食費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。
- (3) 理容業者による理容サービス代（別紙の通り）
- (4) 日常生活で通常必要となるものに係る費用であって利用者に負担していただくことが適当と認められる費用（別紙の通り）
- (5) 本条1の(3)に定めてある送迎で実施地域外の送迎費用
実施地域内を超えてから1kmにつき50円
- (6) 事務手数料 110円
- 4、 利用者等の希望により実施したことでサービス提供とは関係のない費用等は別途徴収する。（別紙の通り）
- 5、 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に事業内容や費用を説明した上で、その支払いに同意する旨の文書に署名押印を受ける。
- 6、 前項の費用の支払いは、退所時に現金または口座引き落としにより受ける。

(通常の送迎地域)

第8条 事業所が利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて、送迎を行うことが必要と認められる場合の送迎実施地域は小浜市内とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者はサービスの提供を受ける際に、次の事項について留意する。

- (1) 事業所の定めた生活日課、健康管理上の指示に従うこと。

- (2) 暴力、喧嘩、口論等他人に迷惑な行為及び言動をしないこと。
- (3) 火災防止に努め、指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (4) その他管理者が定めたこと。

(勤務体制の確保及び研修)

第10条 事業所は利用者に対し、適切な短期入所生活介護サービスその他のサービスを提供するため、職員の勤務体制を定め、サービスの提供は当該職員によって行う。

2、事業所は職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 職種別研修 随時

(非常災害対策)

第11条 事業所で火災及び地震等の災害が発生した場合は、職員は利用者の避難誘導を行い、さらに火災の場合は職員による初期消火に努めるものとする。

2、管理者は災害に備えるため防災訓練を実施し、常に避難経路、避難口の維持管理に努めるとともに、年2回定期的に避難訓練、救出その他必要な訓練を行う。さらに火災発生時には避難その他の指揮をとる。

(衛生管理)

第12条 事業所は、サービス提供に使用する機器備品類を清潔に保持し、適宜消毒を施し常に衛生管理に留意する。さらに職員は感染症等に関する知識の習得に努める。事業所は、感染症または食中毒が発生しまたはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所は、感染症対策委員会を開催し、その結果について介護職員等に周知徹底を行う。
- (2) 事業所は、感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護職員等に対し感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に定めるもののほか、事業所は、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応をとる。

(緊急時の対応)

第13条 事業所等においてサービスを提供している際に、利用者の心身に異変その他緊急事態が生じた場合は、看護師、介護支援専門員、家族に連絡すると共に速やかに協力医療機関の嘱託医又は主治医に連絡し、適切な処置を講ずる。

(秘密の保持)

第14条 職員は正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

さらに職員であった者が正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう措置を講ずる。

(利益供与等の禁止)

第15条 事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員に対し、当該事業所を紹介することの対償として金品その他財産上の利益を供与してはならない。

- 2、 事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員から、当該事業所から退所する旨を紹介することの対償として金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情の処理)

第16条 事業所は、サービス内容に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため窓口を設置し、事実関係の調査、説明、改善事項その他必要な措置を行う。

- 2、 苦情について市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合において、改善内容の報告を求められた時は報告しなければならない。

(損害賠償)

第17条 事業所は、利用者に対しサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第18条 事業所は本事業を行うため、短期入所申込書、個別記録及び短期入所生活介護サービス計画の記録を完結の日から5年間、また事故記録、身体拘束記録、利用料収納簿、その他必要な記録を整備すると共に完結の日から2年間保存する。

(その他運営に関する事項)

第19条 事業所は見やすい場所に運営内容、勤務体制、利用料その他サービス内容に関する事項を掲示しておく。

- 2、 事業所は地域住民及び地域社会との交流に努めるものとする。
- 3、 事業所は本事業の会計とその他の会計を区分する。
- 4、 この規程に定める事項のほか本事業の運営に関する重要事項は、当法人の理事

長と事業所の管理者が協議して定める。

(身体拘束の廃止)

第20条 サービス提供にあたっては当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。なお、緊急やむを得ない場合とは次のとおりとする。

- 1、利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 2、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護・看護方法がないこと。
- 3、身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

以上の事由により身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、本人、家族等に説明し理解を得るように努める。

(褥瘡対策等)

第21条 事業所は、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第22条 虐待の発生またはその発生を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- 1、虐待防止のための対策を検討する委員会を年4回実施するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2、虐待防止指針を整備すること。
- 3、従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回実施すること。
- 4、上記措置を適切に実施するための担当者を置く（担当者：生活相談員）。

附則 この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成13年	1月	1日	第7条3項改正
平成13年	4月	1日	第4条6項改正
平成13年	6月	1日	第4条(5)・第7条3項(4)・第8条改正
平成15年	4月	1日	第4条(4)(5)(6)、第7条の2、第10条、 第16条、第18条改正
平成16年	4月	1日	第5条改正
平成16年	9月	1日	第7条3項2改正
平成17年	1月	1日	第20条追加改正
平成17年	10月	1日	改正
平成18年	4月	1日	第1条、第6条、第7条、第12条、第20条 改正、第21条追加改正
平成19年	3月	1日	第4条改正
平成20年	6月	1日	第4条改正
平成25年	4月	1日	第4条、第18条改正
平成27年	4月	1日	第7条の3(1)改正
平成27年	8月	1日	第7条の3(1)、第10条の2(1)、別紙改正
令和 2年	4月	1日	第4条、第7条の3、第7条の4改正
令和 3年	4月	1日	第4条表示方法修正、医師(精神科)削除
令和 3年	12月	10日	第22条追加
令和 5年	5月	1日	第7条の3(1)(2)改正
令和 5年	11月	20日	第7条の2修正
令和 6年	4月	1日	第7条の3(6)追加

別紙

若狭ハイツ短期入所生活介護事業所運営規程

第7条の3

(3) 理容業者による理容サービス代

- | | |
|---------------|-------------|
| ア、調髪（カット、ブロー） | 理容業者の指定した金額 |
| イ、髭剃り | 〃 |
| アとイを同時の場合 | 〃 |

◎算出根拠 移動美容業「有限会社テントウムシ」との契約価額

(4) 日常生活で通常必要となるものに係る費用であって利用者に負担していただくことが適当と認められる費用

- ア、利用者等の希望によって教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係るクラブ活動、行事等の材料費等
- イ、健康管理費用（インフルエンザ予防接種・ワクチン接種費用）

(5) 本条1の(3) 定めてある送迎で実施区域外の送迎費用
実施地域を超えてから1kmにつき50円とする

◎算出根拠 JR西日本バス1km当たり50円運賃を適用

第7条の4 サービス提供とは関係のない費用の徴収

- ア、身の回り品、日用品として日常生活に必要なものを施設側で購入した場合に係る費用
- イ、利用者の趣味的活動に関し、施設が提供する材料費
- ウ、個人専用品等の電気代：テレビ1日5円、電気毛布1日15円

◎算出根拠

電気料金単価表による 1kwh 18円48銭

14インチテレビ1ヶ月電気使用量 $49w \times 6時間 \times 30日 = 8,820w$

$8,820kwh \times 18円48銭 \div 30日 = 5.4円$ （四捨五入）

電気毛布100w $100w \times 8時間 \times 30日 = 24,000w$

$24kwh \times 18円48銭 \div 30日 = 14円78銭$ （四捨五入）